

もっと進めます。情報の公開

4月1日から新たな情報公開制度がスタート

本市の情報公開条例は平成元年四月に施行されました。近年、市が持っている情報に対する市民の関心や、行政運営の透明性を求める声が高まってきています。また、国では情報公開法が制定され、三重県でも情報公開条例が改正されました。こうした時代の変化に沿った対応が求められる中、平成十二年九月の市議会定例会で議員提案による情報公開条例の改正案が可決され、四月一日からスタートします。

Q 情報公開制度って何？

市の持っている情報をみなさんの請求に応じて開示する事です。

情報公開制度とは、市が持っている情報を市民のみなさんの求めに応じて開示するためのものです。これにより、市政への理解と信頼を深め、市民のみなさんの市政参加を進めることができます。市では、平成元年四月にこの条例をスタートして以来、平成十年四月に全国に先駆けて市の外郭団体の情報公開を実施。また、

さまざま計画や施策の情報を早い段階で市民のみなさんに知っていたため、平成十一年四月には審議会などの会議公開を開始しました。

Q 制度を利用しないと情報は得られないの？

広報紙やテレビ、ホームページなどで情報提供に努めています。

市の大半の情報は、広報紙など市の刊行物、CTVなどのテレビ番組やFMよっかいち、市

のホームページなどで提供しています。また、各業務の担当課でも問い合わせにお答えしています。しかし、「情報が提供されない」、「書類の原本が見たい、その写しがほしい」などというときは、この条例に基づいて請求していただくこととなります。

なお、市では、請求に応じて情報を開示するという受け身の姿勢ではなく、政策形成段階の情報を含め、より多くの情報を、さまざまな情報媒体を活用して積極的に提供しよう努めています。

Q 新たな制度はどこが変わったの？

公開の対象情報を拡大
市民以外の人も見られるようになりました

新しい制度は、「公文書の公開」、「情報提供の推進」、「会議の公開」の三つの柱から成り、総合的に情報公開を進めるといふものです。主な改正点は以下の通りです。

目的 条例の目的に「市民の知る権利」や市の説明責任、「市民と市との協働」を明記しています。

対象となる公文書

職員が組織的に用いている情報であれば対象とし、電磁的記録、フロッピーディスクなども対象情報にしています。

請求できる人

市民以外の人でも開示請求できるようになります。

開示できない情報

できるだけ限定しています。開示できない主なものは次の通りです。

- 法律などで公開できないとされているもの
- 特定の個人が識別できるもの
- 特定の会社や団体が不利になるもの

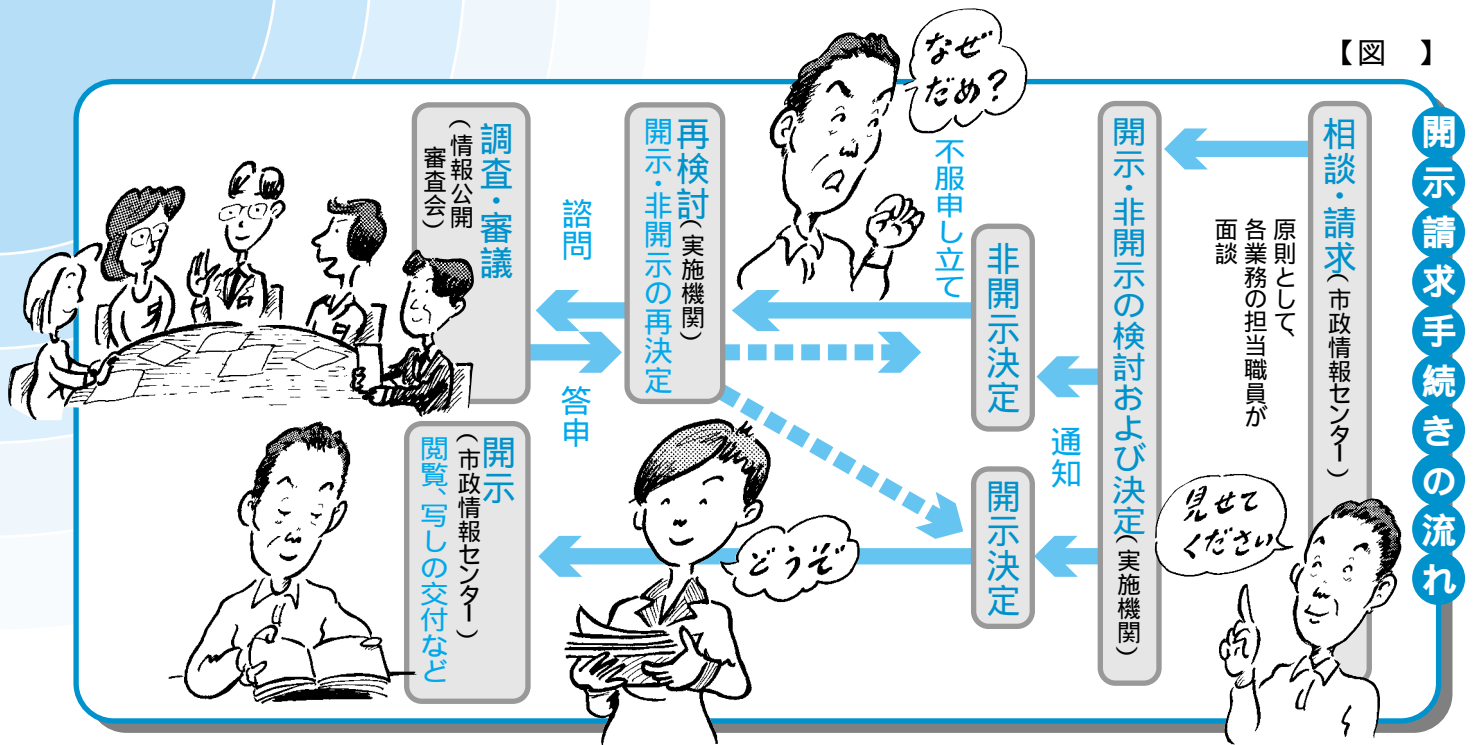
市民の安全に支障が生じる心配があるもの
審議中や検討途中であるため、不当に市民に誤解を与えたり、十分な検討ができなくなるおそれがあるもの

検査や交渉、試験などに関するもので、事業の実施に差し障りがあるもの

手続き

決定に不服がある場合の救済、審査会の調査・審議、第三者に関する情報の保護のための手続きなどがより明確になります。開示請求手続きの流れ(図)は今までと同様です。





◎ 今後よりよい制度にしていくの？

市も審査会に諮問し
見直しを検討しています

現行の条例制定から十二年が経過し、社会情勢も大きく変化の中で、多様化する情報公開への要求に柔軟に対応するとともに、みなさんと市とが情報を共有して市民参加のまちづくりを進めていくことが求められています。そこで、情報公開の一層の推進を目指して、平成十二年四月に学識経験者で構成する四日市市情報公開審査会へ情報公開条例の見直しを諮問し、審議が進められてきました。議員提案による新しい情報公開条例は、そのような中で市議会定例会に提出・可決されたもので、三重県の情報公開条例とほぼ同じ内容と

なっています。

審査会では、この条例をより先進的で実用的な、かつ本市にふさわしいものにするため、引き続き審議を続けていきます。審議が完了すれば、その結果を審査会が市長に答申することになります。市では、審査会からの答申に基づき、この改正条例の再度の改正を検討していく予定です。

みなさん

市



◎ 新制度への意見があったらどうするの？

みなさんの意見を参考にして審議していきます

昨年八月に、広報よっかいちでもお知らせしましたが、審査会では、みなさんのご意見を参考にしながら審議を進めたいと考えています。下記の項目に対する意見や普段からこの制度について感じていること、実際に開示請求して気付いたことなど、みなさんの意見をお寄せください。

下記の項目について
意見をお寄せください

- 情報公開条例の目的
- 開示請求の対象となる文書などの範囲
- 開示しないことができる情報
- 情報開示の手続き
- 開示決定などに不服がある場合の救済制度
- 第三者保護の手続き
- 文書(情報)の管理
- 情報の提供および公表
- 外郭団体の情報公開

意見の送り先

住所 / 〒510-8601 諏訪町1-5
市役所広報情報課市政情報センター
FAX / 54-8310
Eメール / shisei@city.yokkaichi.mie.jp
締切 / 4月25日(水)